

ちばアクアラインマラソン2018千葉県観光物産展（仮称）出展要項

1. 趣旨

スポーツの振興と千葉県の魅力の発信を目的とした「ちばアクアラインマラソン2018」の開催にあたり、全国から参加者（17,000人）及び関係者の来場が見込まれる本大会において、千葉県の観光物産展及び観光PRを行うことにより、観光地千葉の知名度向上並びに県産品の販路拡大を図る。

2. 設置場所

- フルマラソンフィニッシュ地点 イベントスペース（旧木更津市役所）
- ハーフマラソンフィニッシュ地点 イベントスペース（牛込海岸）

3. 開設日時

- フルマラソンフィニッシュ地点 イベントスペース：平成30年10月21日（日）9：00～17：00（予定）
- ハーフマラソンフィニッシュ地点 イベントスペース：平成30年10月21日（日）10：00～15：00（予定）
 - ※ 実施時間はいずれも予定のため、変更になる場合があります。
 - ※ 搬入時間等の詳細については、追って連絡いたします。

4. 出展規模等

- 小間サイズ：W2700mm×D3600mm（1社1小間のみ申込可。）
- 設備・備品（1小間当たり）
 - ・ 物販：机（1800mm×600mm）2台、パイプイス2脚
 - ※ 必要に応じて、コンセントを実行委員会で設置します。
 - ・ 飲食営業：飲食営業に必要な設備は実行委員会と協議の上、原則として事務局側で準備します。
 - ※ 但し、LPGを使用する場合は、各自でご用意ください。
 - ※ 内容によりご用意できない什器・備品もありますので、ご了承ください。
- 出展位置は、事務局が現地の状況等を勘案して決定する。
- キッチンカーの出展については、次のとおりとする。
 - ⇒ フルフィニッシュ地点イベントスペースの出展は不可、ハーフフィニッシュ地点イベントスペースの出展は可能

5. 販売品目

- 出展における販売品目は、次に掲げるものとする。
 - （1）郷土物産品・土産品
 - （2）飲食物
 - ・ 製造加工品
 - 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。
 - ・ 現地調理品
 - 売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入して、売店においては加熱処理を行う程度とする。
 - （3）ちばアクアラインマラソン関連商品（大会オフィシャルロゴ等を使用した商品で、ちばアクアラインマラソン実行委員会の使用許可を受けているもの。）

- スポンサー関係に伴う制約により、次に掲げるものは販売不可とする。

☆ ちばアクアラインマラソン 2018 公式スポンサーとの競合が想定される品目等（平成 30 年 6 月 1 日現在）

1	パン・菓子パン（洋菓子を含む）	<p>※左記の品目は、変更・追加が生じる場合があります。実際の販売の可否については、ちばアクアラインマラソン実行委員会事務局と協議のうえで決定することとなります。</p> <p>★【補足】 パン・菓子パン類</p> <p>一般的に流通している商品が販売・提供不可の対象であり、例に該当する商品は販売可能となるので、あらかじめ御相談ください。例）千葉県産〇〇（原材料）を使用したオリジナルパン</p>
2	ソフトドリンク	
3	スポーツドリンク	
4	大豆製品	
5	氷	

- 会場設営上の制約により、ハーフマラソン会場では、会場設備の都合上、次の飲食提供はあらかじめ事前相談の上、出展・実施不可となる場合がある。

- （1）スープ・汁など、液体のゴミ・排液が出る可能性が高いもの
⇒ 例）麺類（ラーメン、うどん（焼きうどん等除く）など）、汁物（味噌汁など）類
- （2）多量の調理器具や提供容器の洗浄など、多量の洗い物が必要な提供物（使い捨て容器の使用可）

6. 出展者基準

出展者は、原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が適当と認めた者とする。

- （1）千葉県内に店舗・事務所等を有している者
- （2）その他実行委員会等が認めた者

7. 出展者条件

出展者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- （1）開催期間中、本要項に記載の開設時間を遵守し、継続して出展すること。
- （2）法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- （3）法令等に違反して過去 1 年間処分を受けていないこと。
- （4）保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可等の必要な許可を受け、過去 1 年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
※ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品衛生法施行条例（平成 12 年千葉県条例第 3 号）、簡易な飲食店営業等取扱要綱（昭和 62 年 3 月 30 日付衛第 273 号）等に基づく「千葉県内一円の飲食営業許可」を受けていること。
（許可に係る詳細は、所管する保健所に確認すること。）
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員等として、暴力団員を使用し、または雇用していないこと。
- （6）その他関係法令等に適合していること。

8. 出展申請

出展希望者は、事務局が定める期日までに、出展申請書に関係書類を添えて、事務局に提出するものとする。

なお、木更津市内に所在する出展希望者は、別途木更津市から出展募集が行われるので、本募集での申請はできないものとする。

9. 出展者の選定

事務局は、出展申請を行った者の中から、この要項に照らし選定を行う。なお、次に該当する者の中から出展希望がある場合は、必要に応じて、その者の出展を優先することができる。

- (1) フル・ハーフフィニッシュ地点、両方での出展を希望する者
- (2) 第5項に掲げる販売品目を取り扱う千葉県を代表する商工関係及び組合等の団体等
- (3) 第5項に掲げる「ちばアクアラインマラソン関連商品」を販売する者
- (4) その他事務局が適当と認めた者

10. 出展決定の連絡

事務局は、出展申請を行った者の中から、この要項に照らし選定を行い、選定した者に対してその旨を通知する。

11. 出展料及び経費の負担

出展料は、無料とする。但し、次に掲げる経費は出展者が負担するものとする。

- ☆ 会場までの往復物流費・交通費、販売に係る人件費・ゴミ処理費（持ち帰り）、個別で保健所申請等に要する料金（申請費用、検査費用）等、その他物販に係る資材等に要する経費は、出展者が負担する。

12. 保健所への手続き

事務局が出展者に提出を求めた書類を取りまとめ、事務局が一括で届出を行う。

13. 出展責任者

- (1) 出展者は、販売員のなかから責任者を定め、出展期間中常駐させるものとする。
- (2) 責任者は、事務局の指示に従い、当該出展の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う責任者は、販売等が衛生的に行われるよう配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

14. 禁止事項

出展者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出展者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) 危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品・土産品と認めたときは、この限りでない。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) 販売行為以外で火気を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

15. 遵守事項

出展者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃は、出展者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。

- (4) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、事務局が別途交付する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (5) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、事務局が指示する時間内に完了させること。
- (6) 事務局が別途交付するIDカード等を着用すること。
- (7) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- (8) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (9) その他事務局の指示に従うこと。

16. 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して、事務局は一切の責任を負わないものとする。

17. 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見した時は、出展責任者は直ちに事務局に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

18. 出展の取り消し

事務局は、出展者が次のいずれかに該当したときは、出展許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出展者は事務局に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 出展決定を受けた者が、虚偽の申請により出展決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、事務局が売店の運営管理において不適當と認めたとき。

19. 原状回復

出展者は開催終了後、速やかに出展に要した物品等を搬出し、原状に復しなければならない。

20. 損害賠償

出展者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21. イベントの中止

本大会は原則として雨天の場合でも通常開催しますが、荒天や事故等の場合、イベント中止となる可能性があり、中止の場合であっても、出展に係る責任・経費の負担等に対して事務局は一切の責任を負わないものとする。

22. その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して事務局が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。